

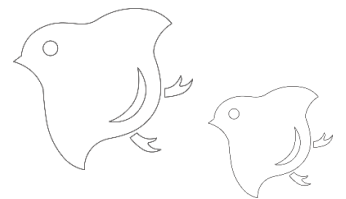


＼先斗町地区にふさわしい広告景観を守り育てるため／

令和2年7月1日から先斗町地区を

「先斗町屋外広告物等特別規制地区」

に指定します。



上記の指定に伴い、先斗町地区の
屋外広告物等に関する許可基準等を変更します。

令和2年3月



令和2年7月1日から先斗町地区の屋外広告物等の規制が変わります！

<令和2年6月30日まで>

歴史遺産型第2種地域



<令和2年7月1日から>

先斗町屋外広告物等特別規制地区

屋外広告物等特別規制地区制度と今回の指定について

京都市では、地域ごとの景観特性や建築物の高さ規制の見直し等に対応した規制となるよう、市内全域を21種類の規制区域に指定し、きめ細やかに許可基準を定めていますが、伝統的建造物群保存地区等の特にまとまりのある景観特性を示している地域で、地域特性に応じた規制が必要な場合は、21種類の規制区域とは別に、「屋外広告物等特別規制地区」に指定しています。

先斗町地区では、かねてから先斗町の景観の維持保全、再生に向けたまちづくり活動に取り組み、広告物においても先斗町まちづくり協議会が自主的に厳しい基準（「先斗町町式目」）を定め、地域の景観の向上に努められるなど、積極的なまちづくり活動を実施されています。

また、先斗町通の無電柱化事業が進められる中、当該地域によりふさわしい屋外広告物の規制が求められました。

これらの状況を踏まえ、京都市では、地域の方々が守り育ててこられた景観を守りつつ、先斗町地区にふさわしい広告景観を創出することを目的として、この度、同地区を「屋外広告物等特別規制地区」に指定し、新たな許可基準等を定めた「屋外広告物等景観整備計画」を策定しました。

地域における取組

先斗町まちづくり協議会は、平成24年6月、地域住民が主体となって景観づくりに取り組む団体として、京都市市街地景観整備条例に基づく「地域景観づくり協議会」の認定を受けられました。

地区内の自主ルールである「先斗町町式目」の制定、建物の新築や外観の変更及び広告物設置の際の事業者との意見交換を始め、様々な取組を実施されています。

「先斗町町式目」による自主規制の取組結果（道路上空の突出看板の撤去）



平成 24 年 3 月



令和 2 年 3 月

先斗町屋外広告物等特別規制地区の指定範囲

- ・「先斗町界わい景観整備地区」※と概ね同地区
- ・北は通称龍馬通，南は四条通までの先斗町通の東西の地域
- ・東は鴨川，西は先斗町通から20mまでの地域

※ 地域色豊かな賑わいのある景観がまとまって形成されている地域で，市街地景観の整備を図る必要がある地域として，平成27年4月に指定。



屋外広告物等景観整備計画策定の基本方針

これまでの「歴史遺産型第2種地域」の許可基準を基本に，以下の3つの観点，「先斗町町式目」及びそれに基づく地域の取組を加味した基本方針を定め，策定しました。

(1) 先斗町の景観特性（「先斗町界わい景観整備地区界わい景観整備計画」より）

界わい景観整備計画	方針
狭い先斗町通に接して伝統的建造物と多数の路地が存在する繊細なスケール感を特徴とした空間	伝統的建造物に調和し，狭い通りにおいて視認可能な控えめなもので，先斗町通の空間が十分確保できるものとする。
歴史的な町並みの中に多様な業種が加わり，統一感の中に個性がみられる独特の景観	花街の雰囲気尊重する一方，商業地区としての賑わいが感じられ，様々な業種の店舗が共存できる気品のあるものとする。
低層建築物が連なり，鴨川という広がりのある空間に調和した景観	連続性のある景観を保つため，広告物の掲出は必要最小限にする。

(2) 防災上の観点

狭い先斗町通と路地等から構成されている地域であるため，火災等の災害が発生した場合において，避難通路の確保や消火活動の円滑化等が担保できるようにする。

(3) 照明色

先斗町では，電球色を基調とした照明色が主流となっているため，屋外広告物の照明色についても，先斗町の夜間景観の維持向上が図れるものとする。

先斗町まちづくり協議会との意見交換

先斗町地区で屋外広告物等を設置（変更を含む。）される場合は，京都市への許可申請の前に，先斗町まちづくり協議会へ計画を届け出て，意見交換（月1回程度開催）を実施する必要があります。

※ 今回の特別規制地区の指定に伴い，新たな手続は増えません。

新たな許可基準の概要

下表中の波線部は、今回の指定に伴い変更する基準を示しています。

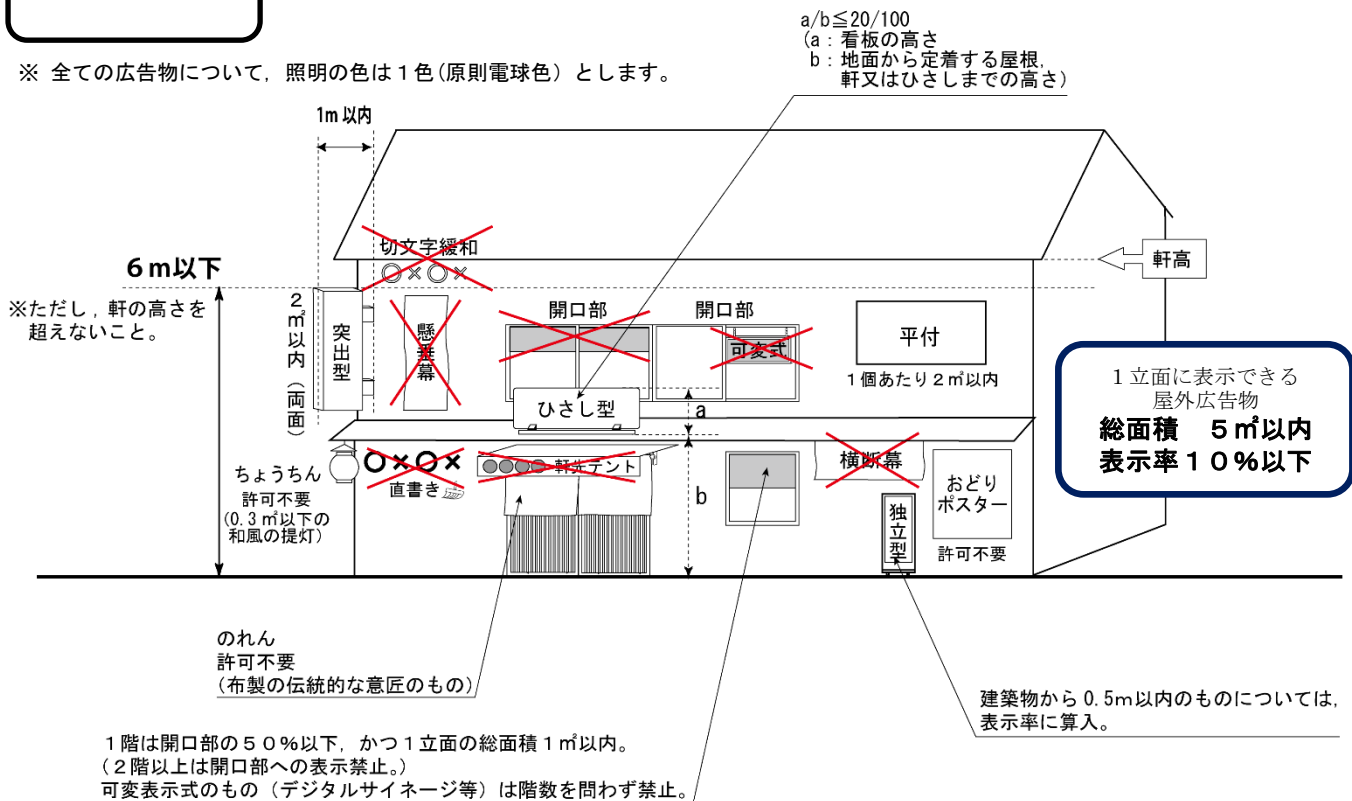
全ての規制項目は記載しておりませんので、詳細は窓口で御相談ください。

規制項目		先斗町屋外広告物等 特別規制地区	
共 通	自家用屋外広告物	許可不要とする範囲	2㎡
	他者広告		設置禁止
	案内用屋外広告物	1個当たりの面積	0.5㎡
	管理用屋外広告物	許可不要とする範囲	0.3㎡(区画に1個まで)
	禁止物件		条例第5号第1項各号に掲げるもの(重要文化財、橋、道路の付属物、電柱等)、道路の路面、電線共同溝の屋側配管(立ち上げ管)
	開口部等への表示面積、割合		【先斗町通側】 1階以下 50%以下 2階以上 禁止 1立面 1㎡以下 【鴨川側】 禁止
	色彩	使用できる色彩等(下地色)※	R, YR6, Y4, その他2(20%未満)
		色彩基準の例外(4m以下)	0.5㎡(1立面又は1区画)
	照明	色	電球色等
		装置	公共用空地から容易に見えない(定着型, 独立型)
建 築 物 等 定 着 型 屋 外 広 告 物	1立面当たりの合計面積		5㎡かつ表示率 10%
	全種類	最上部の高さ	6m
		1個当たりの面積	2㎡
	直書き		建築物等へ直接描かないこと
	切り文字緩和	基準高さを超えて表示できる例外	認めない
	ひさし看板	定着する屋根、軒又はひさしの面の高さに対する看板等の高さの割合	20/100
	屋上屋外広告物		禁止
	突出型屋外広告物等	出幅	1m(避難通路確保のため、設置高さに要配慮)
		先斗町通への突出	禁止
		鴨川側	禁止
可変表示式屋外広告物		設置禁止	
アドバルーンにより表示するもの		設置禁止	

※ 色を数値で表現する方法の一つであるマンセル・カラー・システムにおける彩度(鮮やかさ)の基準を定めています。

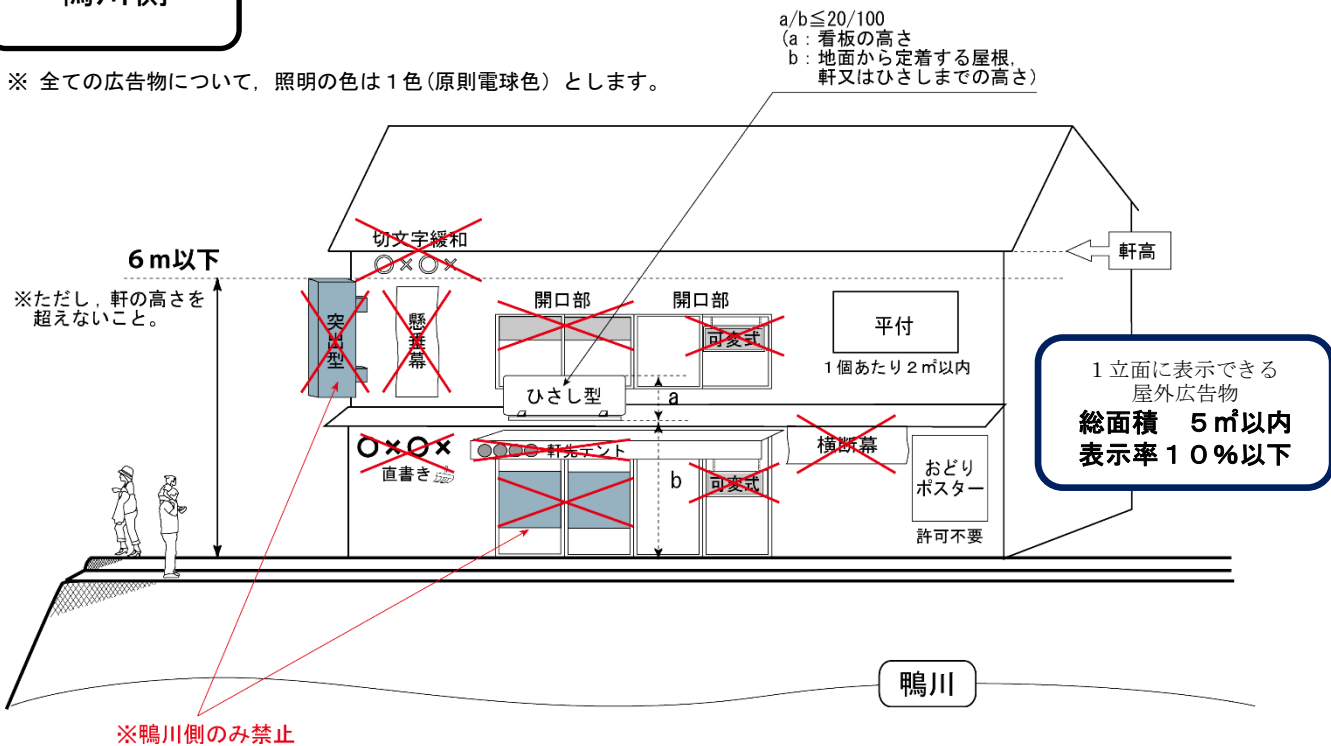
先斗町通側

※ 全ての広告物について、照明の色は1色(原則電球色)とします。

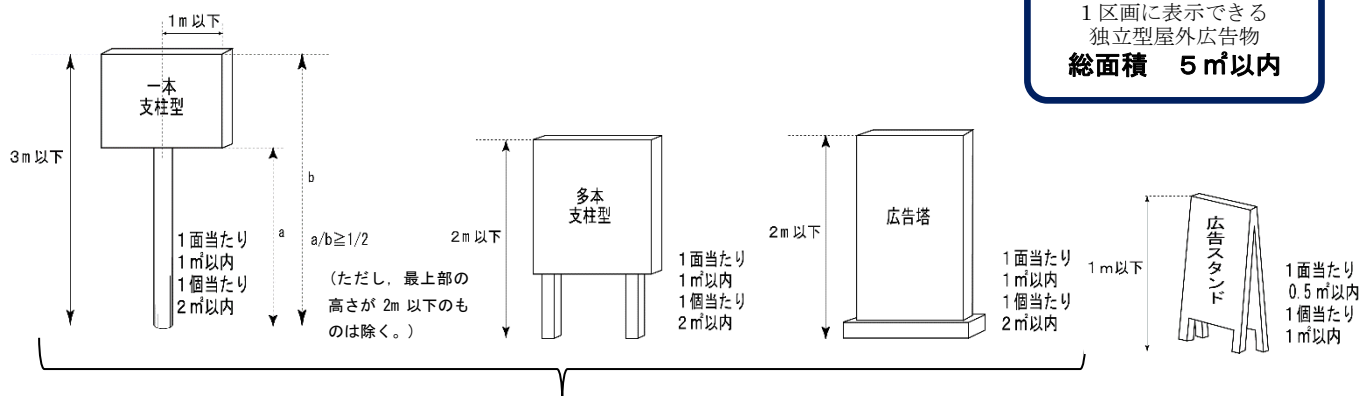


鴨川側

※ 全ての広告物について、照明の色は1色(原則電球色)とします。



規制項目		先斗町屋外広告物等 特別規制地区	
独立型屋外広告物	区画内における合計面積	5㎡	
	独立型の定着型への面積算入	壁面からの距離 0.5m	
	一本支柱型	最上部の高さ	3m
		表示面1面当たりの面積	1㎡
		1個当たりの面積	2㎡
		支柱の中心線から表示面の端までの距離	1m
		最上部の高さに対する最下部の高さの割合	1/2以上 (ただし、最上部の高さが2m以下のものは除く。)
		設置場所	先斗町通の中心線から2m以内の設置禁止
	多本支柱型 広告塔	最上部の高さ	2m
		表示面1面当たりの面積	1㎡
		1個当たりの面積	2㎡
		表示面の幅(縦の長さ)	2m
		設置場所	先斗町通の中心線から2m以内の設置禁止
	広告スタンド (置き看板・A型 看板等)	最上部の高さ	1m
		表示面1面当たりの面積	0.5㎡
1個あたりの面積		1㎡	
可変表示式	設置禁止		
アーチ型	設置禁止		



規制項目		先斗町屋外広告物等 特別規制地区
簡易屋外広告物	立て看板	設置禁止
	のれん	許可不要の範囲 布製ののれん（伝統的な意匠のもの）
	ちょうちん	許可不要の範囲 和風のちょうちん（1個当たり0.3㎡以下で 伝統的な意匠のもの）
	懸垂幕・横断幕	設置禁止
	軒先テント（文字等の表示のないものを除く）	設置禁止
	のぼり	設置禁止
	ポスター・貼り紙	許可不要の範囲 1枚当たり0.5㎡以下（合計1㎡以下） +おどり・歌舞伎の公演ポスター
特定屋内広告物	設置場所	鴨川側禁止 2階以上禁止
	面積・開口部等に対する割合*	1階以下 50%以下 2階以上 禁止 1立面 1㎡以下
	可変表示式のもの	禁止

※ 開口部等に表示できる面積の上限は、屋外広告物及び特定屋内広告物の合計となります。

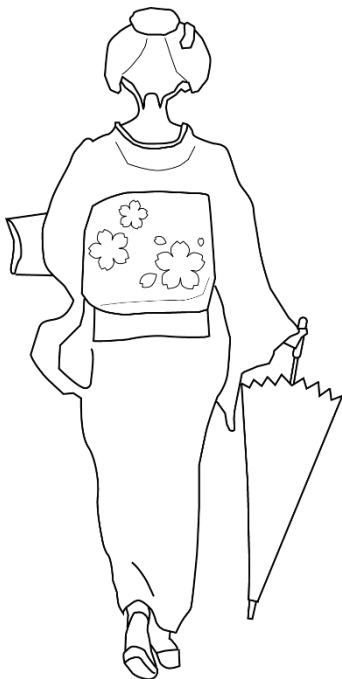
周知期間及び経過措置期間について

先斗町地区の「屋外広告物等特別規制地区」の指定及び「屋外広告物等景観整備計画」の策定については、3箇月の周知期間を経て、令和2年7月1日から実施・適用されます。

令和2年7月1日以降に設置する屋外広告物等については、全て新しい許可基準に適合させなければなりません。

ただし、景観整備計画施行時に条例が定める許可基準に適合して許可を受けている屋外広告物等で、施行後に新しい許可基準に適合しなくなるものは、7年の経過措置期間を設けます。これにより、景観整備計画実施後も、引き続き許可満了日まで旧基準（歴史遺産型第2種地域の許可基準）での許可を有効とし、経過措置期間内においては、旧基準での更新許可を受けることができます。





—お問合せ先—

京都市都市計画局広告景観づくり推進室

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京都市役所 分庁舎2階

TEL (075) 222-4137 FAX (075) 251-2877



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！



発行：京都市都市計画局広告景観づくり推進室 令和2年3月発行 京都市印刷物第313275号